

刈谷市防犯カメラ等設置費補助金交付要綱

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 防犯カメラ等設置費補助（第2条—第8条）

第3章 防犯用具購入費等補助（第9条—第14条）

第4章 雑則（第15条・第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、犯罪抑止力及び地域の防犯力の向上を図るため、防犯対策を行うものに対し交付する刈谷市防犯カメラ等設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 防犯カメラ等設置費補助

（定義）

第2条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）防犯カメラ 犯罪の発生を抑制するため、屋外（建物に附属する自走式屋内駐車場にあっては当該駐車場内）に継続的に設置される夜間撮影が可能な防滴仕様又は防雨仕様のカメラであって、優良防犯機器として公益社団法人日本防犯設備協会の認定を受けたものをいう。

（2）録画機 防犯カメラで撮影した画像を記録する装置であって、優良防犯機器として公益社団法人日本防犯設備協会の認定を受けたものをいう。

（3）防犯カメラ等 防犯カメラ及び防犯カメラに接続した録画機をいう。

（4）駐車場 自動車駐車場又は自転車駐車場をいう。

（補助対象者）

第3条 次条に規定する防犯カメラ等補助対象経費に係る補助金の交付の対象となるものは、駐車場の所有者又は管理組合であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）市が賦課徴収を行う税金（管理組合にあっては代表者及び役員に係る税金）

を滞納していないこと。

- (2) 法人である駐車場の所有者の場合にあっては当該法人の代表者及び従業員が、個人である駐車場の所有者の場合にあっては当該者が、駐車場の管理組合の場合にあっては当該管理組合の代表者及び役員が暴力団員（刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（防犯カメラ等補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「防犯カメラ等補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれにも該当する駐車場における防犯カメラ等の設置に要する経費とする。

- (1) 市内に所在し、専ら居住の用に供されている住居のための駐車場であること。
- (2) 自動車駐車場にあっては10台以上、自転車駐車場にあっては20台以上の収容能力を有していること。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた駐車場でないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、防犯カメラ等補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、防犯カメラ等の設置に着手する前に刈谷市防犯カメラ等設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラ等補助対象経費が分かる見積書の写し
- (2) 設置する防犯カメラ等の概要が分かる図面、カタログ等
- (3) 防犯カメラ等の設置場所の現況写真及び付近見取図
- (4) プライバシーの保護に関する誓約書
- (5) 駐車場の利用者の同意（現に利用されている駐車場については、当該駐車場の利用者の過半数の同意）を得たことが分かる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けたものは、防犯カメラ等の設置が完了したときは、完了の日後30日を経過する日又は当該完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに規則第10条の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 防犯カメラ等の設置に係る契約書及び領収書の写し

(2) 設置した防犯カメラ等の現況写真

(3) 設置した防犯カメラにより撮影された画像

(遵守事項)

第8条 補助金の交付の決定を受けたものは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 防犯カメラを駐車場の利用者からよく見える位置に設置すること。

(2) 防犯カメラが作動している旨を記載したプレート等を駐車場の周囲からよく見える位置に設置すること。

(3) 防犯カメラの運用に当たっては、特定の個人、周囲の住宅等を撮影することにより、個人のプライバシーを侵害することのないよう配慮すること。

(4) 防犯カメラ等の設置を完了した日から起算して5年間は、当該防犯カメラ等を適切に維持管理すること。

第3章 防犯用具購入費等補助

(補助対象者)

第9条 次条に規定する防犯用具補助対象経費に係る補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、別表に掲げる用具(以下「防犯用具」という。)を設置した者が属する世帯の世帯主であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助金の交付を申請する日において市内に住所を有する者

(2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(3) 市が賦課徴収を行う税金を滞納していない者

(防犯用具補助対象経費)

第10条 補助金の交付の対象となる経費(以下「防犯用具補助対象経費」という。)

は、次に掲げるものに係る防犯用具（新品のものに限る。）の購入又は設置に要する費用とする。

（１）補助対象者が居住する市内に所在する住宅（併用住宅にあっては、居住の用に供する部分に限る。）

（２）自動車（自動車検査証（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第６０条第１項の自動車検査証をいう。以下同じ。）に補助対象者が属する世帯を構成する者が使用者として記載され、及び自家用と記載されたものに限る。以下第１２条第４号において同じ。）

（３）次のいずれかに該当するものであって、補助対象者が属する世帯を構成する者が現に使用するもの

ア 道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条第１項第９号に規定する自動車のうち、道路運送車両法第５９条に規定する新規検査を要しないもの

イ 道路交通法第２条第１項第１０号に規定する原動機付自転車

ウ 道路交通法第２条第１項第１１号の２に規定する自転車

（補助金の額）

第１１条 補助金の額は、防犯用具補助対象経費に２分の１を乗じて得た額とし、その額に１,０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

２ 補助金の額は、補助対象者につき１６,０００円を限度とする。

（交付申請）

第１２条 補助金の交付を受けようとする者は、防犯用具補助対象経費の支払が完了した日（以下「支払完了日」という。）（設置に工事を要する防犯用具であって、支払完了日後に設置する工事が完了するものの場合にあっては当該工事が完了した日（以下「工事完了日」という。）、設置に工事を要しない防犯用具であって、支払完了日後に納品が完了するものの場合にあっては当該納品が完了した日（以下「納品完了日」という。))の属する年度の末日までに刈谷市防犯カメラ等設置費補助金交付申請書兼請求書（様式第２号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）防犯用具補助対象経費の支払が完了したことを証する書類の写し（支払完了日の分かるものに限る。）

- (2) 防犯用具を設置した状況を確認できる写真
 - (3) 同意書（様式第3号）（賃借する住宅に防犯用具を設置する場合に限る。）
 - (4) 自動車検査証の写し（自動車に防犯用具を設置する場合に限る。）
 - (5) 支払完了日後に防犯用具を設置する工事が完了する場合にあっては、工事完了日の分かる書類（支払完了日と工事完了日の属する年度が異なる場合に限る。）
 - (6) 支払完了日後に防犯用具の納品が完了する場合にあっては、納品完了日の分かる書類（支払完了日と納品完了日の属する年度が異なる場合に限る。）
- （実績報告）

第13条 規則第10条の規定による実績報告は、前条の規定による交付の申請をもって行うものとする。

（遵守事項）

第14条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助金の交付を受けた日から起算して1年間は、防犯用具を適切に維持管理しなければならない。

第4章 雑則

（免責）

第15条 市長は、防犯カメラ等及び防犯用具を設置したことにより生じた損害に対して、その責任を負わない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金の交付の決定を受けたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の刈谷市防犯カメラ等設置費補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第3条及び第6条の規定は、令和5年3月1日以後に申請する補助金について適用し、同日前に申請した補助金についてはなお従前の例による。
- 3 改正後の要綱第3章の規定は、令和5年3月1日以後に支払が完了し、又は設置する工事が完了した防犯用具に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月30日から施行する。

別表（第9条関係）

区分	用具
住宅	門灯、屋外用センサーライト、録画機能付きインターホン、防犯砂利（屋外に設置するものに限る。）、錠、補助錠、サムターンカバー、ガードプレート（ドアに設置するものに限る。）、カム送り防止具、防犯ガラス、ガラス用防犯フィルム、ガラス破壊センサー、窓用格子、その他市長が認める用具
自動車等	ハンドルロック、タイヤロック、警報装置、その他市長が認める用具